

30103地下鉄建設工事における死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	起因物(小)	労働者規模
1	2017	11	14～15	被災者は、軌道下にてポンプ室の鉄筋組立作業に従事していた。使用する鉄筋の運搬が完了し、下へ移動する為に梯子を下りようとしていたところ、1.75m下へ転落した模様。（現認者なし）	45	1	371	1～9
2	2016	11	8～9	現場へ資材を搬入したトラック運転手が、水を飲む為にトラックを降りて、道路を横断し、水を飲んだ後、トラックに戻る時にカーブを曲がってきたオートバイと接触転倒した。	68	17	231	1～9
3	2016	3	5～6	作業帯撤去に伴う資材回収の為、2tトラックを運転し、左折する際、後方より居眠り運転をしていた車両（1BOX車）に追突された。	61	17	231	10～29
4	2014	11	0～1	地下鉄軌道内で道床砕石交換準備の為、軌道内にあるポンプ室内部から使用する資材を取り下ろそうとして転落した。	49	1	418	30～49
5	2011	11	13～14	鉄道地下化工事で鉄筋の取り込み作業中、路上覆工板に斜めに掛った状態で、上床型枠上に置かれた鉄筋束（D 25mm、L = 5.5m 38本、W = 950kg）の結束番線を、作業の相番者が切断したところ、鉄筋がばらけて滑り、近くにいた被災者の右足踵に激突して受傷した。	44	6	521	10～29
6	2010	5	8～	道路下の掘削残土を搬出するため、路面の覆工板の開口養生柵内に仮置きしてあるパイプクラムのバケットを移動しようとして上方向きに上げた時、バケットが開口養生柵（手摺高さ1.2m）に当たり、養生	45	6	142	10～

			9	柵を押さえていた被災者がパイプクラムのキャタピラ方向に倒れ受傷した。※H22.6/17右側頭部こう膜下血腫の手術を実施。左側頭部にも同様の状況が見られる。今後、診断書提出予定				29
7	2010	4	9 ~ 10	朝礼終了後、東立坑底版鉄筋組立作業において、西側棲壁アンカー筋（コの字型）を差しこむ際に底版鉄筋が上下二段のため、上筋（D19、l=8m、2本）を固定（番線結束）しておいた。下筋と固定した上筋の間にアンカー筋を差し込む際に固定していた上筋が落下（約70~80cm）して被災者の左肘に当たった。	47	4	521	1 ~ 9
8	2009	8	16 ~ 17	道路上の占用帯でダンプに泥土を積み込む作業中、泥水が跳ね上がり両眼に入り、右眼を損傷した。	58	12	523	10 ~ 29
9	2008	10	11 ~ 12	鉄筋組立作業中、正規昇降設備を使わず、近くにあった昇降梯子を使用しようと足を掛けた際、パイプサポートを使い梯子へ移動しようとしたところ、パイプサポートが外れ、バランスを崩して約1.8m下へ落下し、右顔面を強打した。	21	1	371	1 ~ 9
10	2008	9	3 ~ 4	湧水処理のため、水中ポンプによる水替え作業をしている際、右側壁上部法面より土べらの剥離が発生し、剥落した土べらが左足に落ち、負傷した。	54	5	418	10 ~ 29
11	2008	2	3 ~ 4	被災者は脚立（H=1.8m）上にて調査作業員と共に施工済みシールドトンネルのセグメント部のクラック及び剥離点検を行っていたが、コーキング溝周辺を上向きに覗き込んだところ、バランスを崩し軌道コンクリート上に飛び降り、その際両足踵を負傷した。	41	1	371	10 ~ 29
12	2007	10	11 ~ 12	建設中の駅のB1階、型枠加工場において型枠を加工中、電動丸ノコギリで指を負傷した。被災者は、手で型枠材を押さえていたが、型枠材がはねたため、電動丸ノコギリと指が接触して負傷した。	57	8	131	不 明
13	2007	4	16 ~ 17	作業終了の片付けに伴い、足場上に仮置きした単管パイプに玉掛けを行ったが、掛け方に不備があり、操作時に吊り荷（単管パイプ）が落下し、下にいた被災者に当たり、負傷した。	38	6	212	30 ~ 49

14	2006	9	16 ～ 17	被災者はB 2 F型枠支保工上の作業床を角パイプ（φ-60×60）2本抱え小運搬していた。作業床の隙間（幅約15cm）に左足を突っ込み、前のめりに転倒し負傷した。	65	9	417	～ 49
15	2006	5	15 ～ 16	被災者は鋼材の整理を他の作業員（3名）と共に行っていた。玉掛けの補助として玉掛けの直しを行うため、2段に積み上げていた鋼材（H-300、L=8000）の上に乗った。その際乗った鋼材が崩れ、被災者はそのままバランスを崩し、崩れた鋼材と躯体（ハンチ）との間に挟まれ負傷した。	63	7	521	10 ～ 29
16	2006	1	3 ～ 4	作業現場において、電気丸ノコにより木材を切断中、木材の固い部分のところで、丸ノコが外れ、体の一部に当たり負傷した。	52	8	131	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各小業種における死傷災害100事例（-2017年）](#)に戻る。